

大垣市と岐阜県立大垣工業高等学校との連携に関する協定書

大垣市と岐阜県立大垣工業高等学校（以下「大垣工業高等学校」という。）は、様々な分野において、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大垣市と大垣工業高等学校が多様な分野で包括的に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 大垣市と大垣工業高等学校は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 産業の振興及び地域情報化に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 大垣市と大垣工業高等学校は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 大垣市と大垣工業高等学校は、本協定に基づく連携・協力の具体的な内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 大垣市と大垣工業高等学校は、本協定に基づく連携・協力に当たり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期限は、平成24年2月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、大垣市と大垣工業高等学校のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、大垣市及び大垣工業高等学校で協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上1通を保管する。

平成24年2月1日

大垣市丸の内2-29

大垣市長

大垣市南若森町301-1

岐阜県立大垣工業高等学校長

小川敏 豊吉守